

35. 特定地域づくり事業推進法の概要について

人口減少が進む地域における安定した事業運営をするための労働力を確保に取り組みます！

事業の内容

内 容

本法律（制度）は、人口急減地域において、都道府県知事が認定を行う「特定地域づくり事業協同組合」が、地域内の事業者（組合員）の仕事を複数組み合わせることで通年の仕事を創り出すとともに、移住希望者や地域の若者などを雇用して、繁忙期など事業者（組合員）の労働需要に応じて派遣する仕組みとなっており、地域の担い手確保を目的としている。

○制度概要

対象地域：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断（※過疎地域に限られない）

対象団体：中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合

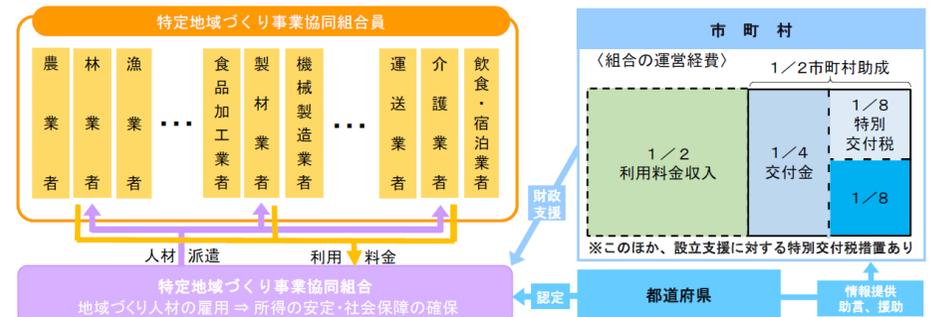
対象事業：マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事）の派遣等

認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能
※派遣は建設業等を除く（建設業は在籍型出向が可能）

財政支援

- ・組合運営費の1/2を市町村が助成
- ・市町村助成の1/2に国交付金
※市町村負担分のうち、1/2に特別交付税措置
- ・国交付金の対象経費
 - ①派遣職員人件費（対象経費の上限額：400万円/年・人）
 - ②事務局運営費（対象経費の上限額：600万円/年）



問い合わせ先

地域振興部地域づくり推進課 半島・過疎対策班

担当者：岩本、本多

電話：095-895-2245

FAX：095-895-2559

E-mail：s02510@pref.nagasaki.lg.jp